

議 事 録

会議名	令和3年度第2回三鷹市地域密着型サービス運営委員会
日 時	意見集約期間 令和4年2月15日(火)から令和4年3月4日(金)まで
会 場	持ち回り審議
出席委員 (7人)	杉山一延、中川昌弘、坂本節子、森田武志、高尾数祥、秋山裕子、槇谷由佳（敬称略）
事務局 (5人)	介護保険課長、課長補佐、介護事業者指導係長、他事務局2人
会議の 公開・非公開	一部非公開
傍聴人数	0人

1 審議内容

議題1 地域密着型サービス事業所の新規指定について

- (1) 市内事業所の新規指定がない旨報告した。

【意見等特になし】

7人

- (2) 市外事業所1件の指定について報告した。

【意見等特になし】

5人

【ご意見・ご質問等】

委員：市外事業所で、三鷹市民の利用者が1人でもいれば指定しますか。また、開設地域者（事業所所在市区町村の住民）の利用もできますか。

市回答：地域密着型サービスは、事業所が所在する市区町村の住民の利用が原則となりますが、特段の事情等により三鷹市民が市外事業所の利用を必要とする場合は、利用者が1人でも指定することが可能です。また、事業所所在市区町村の住民は、当該事業所が所在市区町村の指定を受けているため、利用できます。

委員：三鷹市民の利用希望があったという事実は、どのように確認するのでしょうか。

市回答：地域密着型通所介護の場合、市区町村間で指定同意協議が不要としている市区町村の事業所の新規指定は、事業者からの指定申請相談時に三鷹市民の利用希望状況について聴取しています。

指定同意協議が必要な場合は、利用相談時に担当の介護支援専門員から「区域外地域密着型（介護予防）サービス事業所の利用に関する理由書」を三鷹市にご提出いただき、利用希望者の基本情報や市外事業所を利用したい特段の事情を確認しています。

議題2 地域密着型サービス事業所の指定更新について

- (1) 市内事業所3件の指定更新を行い、2件が指定更新予定である旨報告した。

【意見等特になし】

5人

【ご意見・ご質問等】

委員：運営推進会議(※)に地域包括支援センターとして一度も参加したことがない事業所があり、運営状況を把握できていないため心配である。このような事業所も指定更新を行うのか。

※運営推進会議：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（民生委員等）、事業所が所在する市区町村の職員、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される協議会です。提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保及び地域との連携を図ることを目的に、各事業所が設置することが介護保険法により定められています。

市回答：指定更新の手続きでは、介護保険法で定められた基準に沿って運営されているか書類審査等で確認し、不十分な点については改善を求めています。運営推進会議についても、事業所職員のみで行っている等、適切に開催しているとは言えない事業所には、地域包括支援センターの職員を含め、ご家族や地域住民等も参加いただくように伝えていきます。今後も地域密着型サービス事業所と連携いただきますようお願いいたします。

委員：「三鷹市介護サービス事業者ガイドブック」に載っておらず、多くのケアマネがもしかししたら存知上げない事業所があるのかなという印象を受けましたが、どのような周知をされているのでしょうか。（市内事業所について）

市回答：市内地域密着型サービス事業所の一覧は、三鷹市のホームページに掲載し周知しています（トップページ＞福祉・健康＞高齢福祉＞介護保険＞介護保険のしくみ＞「介護保険の地域密着型サービスをご存知ですか」＞「三鷹市指定地域密着型サービス事業所一覧」）。

(2) 市外事業所 2 件が指定更新予定である旨報告した。

【意見等特になし】

6人

【ご意見・ご質問等】

委員：「三鷹市介護サービス事業者ガイドブック」に載っておらず、多くのケアマネがもしかししたら存知上げない事業所があるのかなという印象を受けましたが、どのような周知をされているのでしょうか。（市外事業所について）

市回答：夜間対応型訪問介護については、三鷹市に無いサービスのため、武蔵野市の事業所を三鷹市民が利用できる旨、三鷹市のホームページに掲載の「三鷹市指定地域密着型サービス事業所一覧（議題 2-(1)の市回答参照）」に記載し周知しています。その他の市外事業所は、事業所が所在する市区町村の住民の利用が原則のため、特段指定事業所の周知は行っていません。

議題 3 地域密着型サービス事業所の指定廃止・休止について

(1) 市内廃止事業所がない旨報告した。

【意見等特になし】

7人

(2) 市外事業所 4 件の廃止について報告した。

【意見等特になし】

5人

【ご意見・ご質問等】

委員：（議題 1-(2)に関連し、）地域密着型サービス事業所を、その事業所が所在する市区町村の住民（開設地域の市民）が利用する場合、利用者の割合は、市外の利用者が何人いてもよいのですか。

市回答：地域密着型サービスは、事業所が所在する市区町村の住民の利用が原則のため、（議題 1-(2)のように）特段の事情等により市外の利用者を受け入れる場合には、全体の利用者数に対して市外の利用者をどの程度受け入れてよいか等、各市区町村によって規定されている場合があります。例えば、三鷹市の地域密着型通所介護事業所の場合は、「契約者の総数のうち、市外被保険者の割合が 2 割以内であること」と要領で定めています。

委員：指定更新を迎える 6 年後に、三鷹市民の利用がなかった実績をもとに廃止になるという認識でよろしいのでしょうか。

市回答：市外事業所については、基本的には三鷹市民の利用がなくなった時点で廃止届を出していただきますが、廃止届が提出されないまま指定継続となっている事業所もあります。こうした事業所には、指定更新のタイミングで必ず確認を行い、三鷹市民の利用者がおらず今後受け入れる予定もない場合は、廃止届の提出を依頼しています。

(3) 市内休止事業所がない旨報告した。

【意見等特になし】

7 人

(4) 市外休止事業所がない旨報告した。

【意見等特になし】

7 人

議題 4 令和 4 年度の開催スケジュールについて

【承認】

7 人

報告事項 令和 4 年度三鷹市地域密着型サービス事業者の公募について

【意見等特になし】

4 人

【ご意見・ご質問等】

委員：募集する日常生活圏域に井の頭が入っていないのは何か理由があるのでしょうか。

市回答：井の頭については、隣接の圏域に複数整備されているため、今回はグループホームがない市の西側の圏域（西部・大沢）に絞って公募を行うこととしました。

委員：（公募する西部・大沢圏域は）ニーズが多い地域のように感じます。

委員：認知症高齢者が増えていく中、認知症高齢者グループホームは、特養のように利用枠が少ない（利用申込をしてもすぐには入れない）と感じていましたので、対象エリアが広がることは嬉しく思います。本当はご利用者にとってグループホームが適していると思っても、他の施設に入らざるを得ない状況が少しでも改善されることを願っております。

その他 地域密着型サービス運営委員会等について

【意見等特になし】

5人

【ご意見・ご質問等】

委員：コロナ禍で認知症のご利用者のマスクの着用等の感染対策が難しく、地域密着型サービス（事業所）のコロナ陽性報告をよく耳にしますが、今後の指定基準等に影響は出てくるのでしょうか。

市回答：利用者のマスクの着用等、事業所の細かい感染対策の運営方法については、介護保険法で定められておりませんが、令和3年度の法改正で地域密着型サービスを含む全サービスに対し、「感染症の予防及びまん延の防止のための措置」について対応が義務付けられました（3年間の経過措置期間があります。）。行うべき措置の主な内容は、感染対策委員会の開催、感染対策担当者の決定、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定、定期的な研修の開催、定期的な訓練（シミュレーション）の実施です。事業所ごとに、マスクの着用や手洗い等平常時の感染対策や、感染症発生時の対応等について、指針で定めていただく必要があります。

委員：過去に、運営委員会の意見が反映されて指定や廃止に対し何らかの影響を及ぼしたことはあるのでしょうか。あったとして、それはどのような内容だったのでしょうか。

市回答：事業所の指定や指定更新に関しては、例えば今回の議題2-(1)のように、事業所の運営に対して不適切な点が見受けられる等の意見をいただいた場合、地域密着型サービス等の適切な運営のため、市から事業者伝えて是正を求めることで、本委員会の意見を反映させることもあります。また、公募による事業者選定等について客観的な視点でご意見をいただくことで、地域密着型サービスの適正な運営を確保することができます。

廃止については、廃止予定の事業所について事前にご意見を伺うのではなく、廃止事業所があった場合に事後報告させていただく事項になります。

委員：コロナ禍において、開催が大変だったと思います。コロナ感染急増時等は、Zoom等の活用もひとつの開催手段になるかもしれません。

市回答：皆様からご意見をいただきながら、引き続き開催方法等について、検討してまいります。

2 その他

次回は、令和4年7月8日(金)18時30分から開催する予定。